

内子町規則第22号

内子町子育てのための施設等利用給付認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月30日

内子町長 小 野 植 正 久

内子町子育てのための施設等利用給付認定等に関する規則の一部を改正する規則
内子町子育てのための施設等利用給付認定等に関する規則（令和元年内子町規則第14号）
の一部を次のように改正する。

様式第13号中「25,700円」を「28,000円」に改める。

様式第14号中「37,000円」を「40,300円」に、「42,000円」を「45,700円」に、「37,000
(42,000) 円」を「40,300 (45,700) 円」に改める。

様式第15号中「11,300円」を「12,300円」に、「16,300円」を「17,700円」に改める。

様式第23号中「25,700円」を「28,000円」に改める。

様式第24号中「37,000円」を「40,300円」に、「42,000円」を「45,700円」に、「37,000
(42,000) 円」を「40,300 (45,700) 円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。